

令和5年度 湯沢市職員人材育成研修会
令和5年10月20日(金)

地域共生社会の考え方と
包括的支援体制の構築について
～気づき・つながる庁内連携による包括的自治～

社会福祉法人雄勝なごみ会
理事長 佐藤 博

地方公共団体の本旨は、住民（公共）の福祉の増進

昭和二十二年法律第六十七号

地方自治法

第1条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

建設・土木は、利便性のある道路・交通体系や住宅体系の整備等、農林は、農林魚業の生産向上・増収及び安定した食料需給体系等の整備等、商工労働は、商工業の健全かつ安定した商工業活動体系の整備など、自治体関係部局は、「住民」を主語に「公共の福祉の増進」を自主的かつ総合的に図ることを旨としている。【住民自治】

「公共の福祉」とは、

- ・住民の基本的人権の共存を維持する観点での平等（税の中立・公平な再配分）
- ・住民の健康・安全に対する弊害を除去することを目的とする制約に基づいて具体的に施行する。（制度・条例等による平等な秩序の施行）

しかし、「住民の福祉の向上を図る」といっても、住民には様々な個別の生活上の問題・課題があり、地域で共に暮らしていくことができずに困っている方がいることは、否めない現実です。

「地域共生社会」は、地域において様々な生活課題を抱えている方が、孤立することなく、同じ地域住民として、共に生きることができる社会をいいます。

住民の健康と安心・安全な暮らしを自主的かつ総合的に実施することとされている自治体にとって、孤独・孤立やひきこもり、生活困窮、自殺対策など、現代社会における複雑化・複合化した地域生活課題を抱えられている方に対して、今までのような縦割りの意識や制度で解決を図っていくことに限界があります。そのためには、市役所内が包括的に連携する庁内連携体制が求められています。

本日は、包括的支援体制（包括的自治）を構築するために「地域共生社会」に至った背景とその実現に向けた各種関連施策についてお話させていただきます。

地域共生社会とは、「気づき」と「つながる」社会

皆様にとって、複雑化・複合化した地域生活課題※を抱えられている方に対して、①「断らない相談」、②「人と人とのつながりづくり」、③「地域づくりによる包括的な支援の構築」を具現化する制度を地域の実情に応じて、柔軟に創造し、活用することにより、同じ地域に暮らす方々が、同じ地域で暮らす「地域生活課題」を抱えた方に対し、相互にサポートできる体制をつくる必要があります。そのためには、地域の様々な関係機関、団体等が支援ネットワーク体制を構築し、様々な生活上の課題を抱えていらっしゃる方に「気づき」、市役所や身近な相談支援機関に「つながる」ことで、問題が深刻になる前に解決に向かうことができる、安心な地域共生社会の構築ができると考えています。

※地域生活課題：水道料金の滞納、電気料金の滞納、電話料金の滞納、家賃滞納、給食費の滞納、保育料の滞納、親のうつ病でヤングケアラー、いじめによる不登校、8050世帯、派遣切りで次の仕事が無い、パワハラ・セクハラでひきこもり、DV、などなどなど

国は「地域共生社会」の実現に向けた
法律改正と制度を展開し始めた

地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正

社会福祉法を改正し、地域共生社会に向けた法的整備を図りました。

社会福祉法

(地域福祉の推進)

第4条 **地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。(新たに追加)**

2 **地域住民**、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「**地域住民等**」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に務めなければならない。

3 **地域住民等は**、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「**地域生活課題**」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域共生社会の実現に向けて社会福祉法を 改正することになった背景について

お話しする項目

1. そのきっかけづくりとなった生活困窮者自立支援法
について

2. 地域共生社会の実現に向けた制度としての重層
的支援体制整備事業について

3. 庁内連携が最も求められる自殺対策、孤独・孤立
対策、ひきこもりについて

～この根底にあるのは、生活困窮～

4. 窓口業務担当者へのお願い

1. 生活困窮者自立支援法について

遅々として進まない
包括的支援体制を構築するために
地域共生社会が誕生しました。
そのきっかけは、「生活困窮者自立支援法」

(1) 生活困窮者自立支援法に
込められた精神(想い)

生活に困窮されている方々の現実（地域生活課題）

- リストラにより収入のあてがなくなり、家賃や光熱水費、税金の滞納が増え続け、孤独・孤立からひきこもり、自殺も考えた。【社会経済の悪化による雇用問題】
- 就職し給料をもらっているが、預金管理ができず、常に通帳残額がなく、アパート家賃の引き落としができないため退居させられた。それ以来、働いてはいるが、ホームレスになり、漫画喫茶などで寝泊まりしている。【金銭管理不得手：発達障害の疑い】
- 不就労50代の子が、80代の親の年金を頼り、生活苦になっている。【8050世帯】
- 一人親世帯の母親は、Wワーク、トリプルワークと必死で働いているため、帰宅は深夜に。残された子は、冷たいおにぎりやパンで孤独な夕食。朝は食べたことがない。
- 一人親世帯の母親が精神疾患で、朝食を摂らないで登校する子は、保健室で前日に残ったパンを食べている。【学校は、家庭の問題として、踏み込めないでいる。】
- 中学校でいじめにより不登校となり、そのまま「ひきこもり」に。当時は両親も共稼ぎで経済的には困っていなかったが、子どもは現在38歳。両親も退職し、子どもの将来を悲観し、一家心中を図ったが未遂となる。

一般の方々には、到底理解できない、現実とは思えない問題を抱えている人が多くいます

このような方々は、個別性は極めて高いが、誰にでも起こりえる典型的な問題と異なるため、従来の社会保障の仕組みの下では対応しがたいものであるため、苦慮していた。

今までの社会保障制度の壁

- 国民の生活を個別の制度で支えてきた。
- 個別の制度ごとに、対象者の基準を設けた。
- 対象者の基準を設けることで、税の再配分という中立性を図った。

➤人を現金給付や現物給付で救済することが社会保障と考えられてきました。しかし、これらの給付の対象にならない人、つまり制度の対象にならない人たちは、社会的に孤立していきました。



**制度の狭間で社会的に孤立する人が増え、
生活に困窮する人も、自死する人も**



生活困窮者自立支援法（2006年）は、
今までの対象者の基準を設けてきた制度設計を改め、すべての
「困った」を聴く制度にした。



その法に込めたキーワードは

生活困窮者自立支援制度の一つ目の基本的ポイント

1. 断らない相談（対象者を限定しない：対象者の基準を設けない）

これまでの社会保障制度は、すべて制度ごとに対象者を設け、税の中立公平な再配分を基調とした対象者の基準がありました。

例：介護保険制度は、「要介護認定基準」、障害者総合支援制度は、「障害支援区分基準」など。

しかし、この基準に該当しないと相談は断られた。

断られた方々は、制度の対象者基準により、制度の谷間の人となり、「相談」することから距離をおき、次第に引きこもることになる。

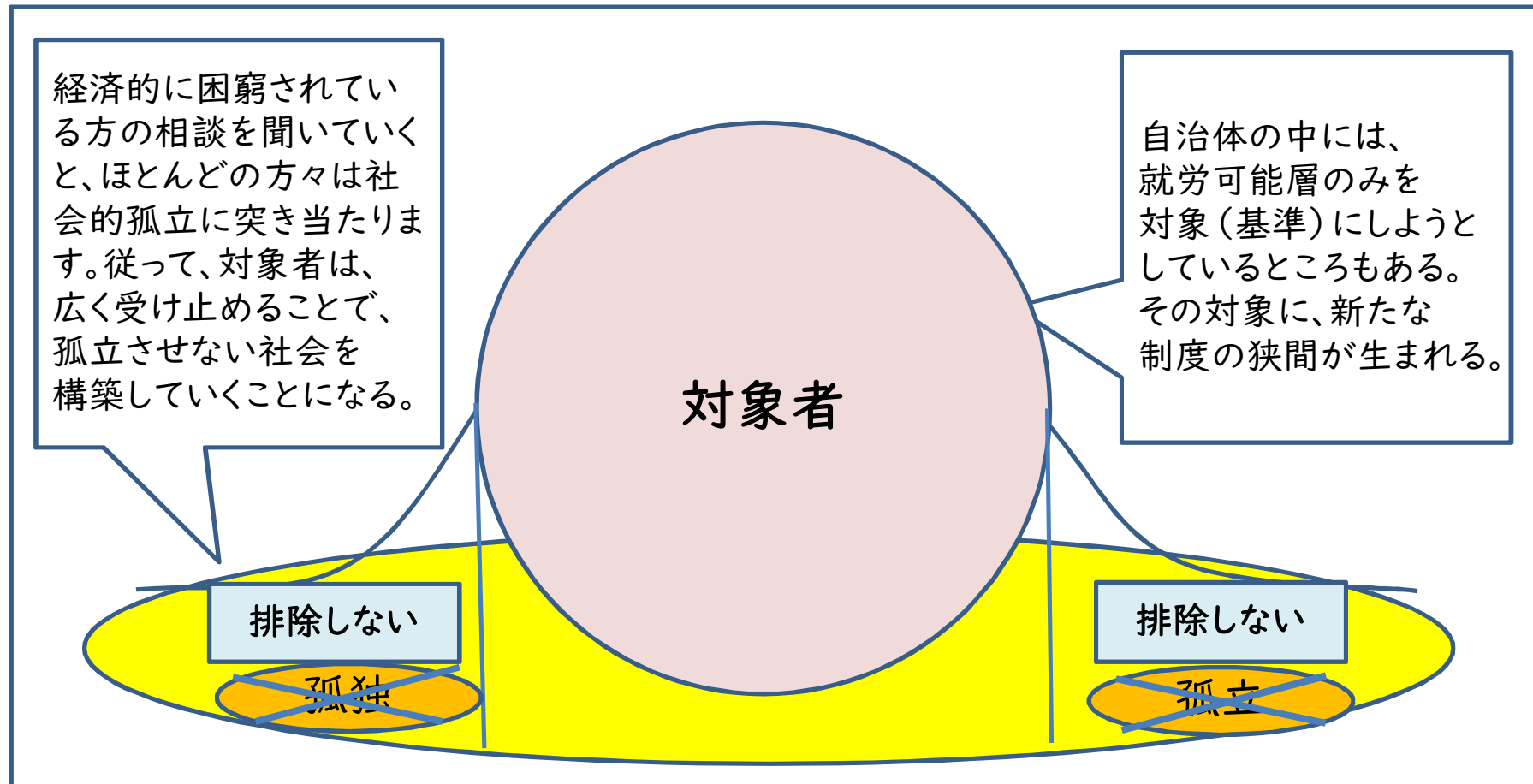
引きこもり、孤独・孤立、希死念慮・自殺企図 など

このような背景から対象者の基準を設けず、「断らない相談」を制度にした。

⇒ 内容によって、自殺対策担当につなぎ、連携支援！

「断らない相談」は、地域共生社会のキーワード

制度の狭間をつくらない。地域社会から孤立させない



制度の対象にならない人は、地域社会から孤立していたという現実が浮き彫りになった。地域社会とのつながりも途絶えている。

生活困窮者自立支援制度の二つ目の基本的ポイント

2. つながりづくり・つながり直し(孤立させない)

生活に困窮されている方は、ひきこもり、孤独・孤立傾向にある。
⇒相談窓口に来られる人は、ほんの一部。来られない人への支援方策が重要
(声なき声が届き、訪問につながることで、地域社会とつながる機会に)

制度でカバーできない人は、
地域の「つながり」と「支えあい(互助)」の再生(つながり直し)が必要。
⇒【支援された人は、いつか、支援する側に回るもの】地域社会とのつながりの回復(地域の社会資源への関わり(参加)のきっかけづくり)

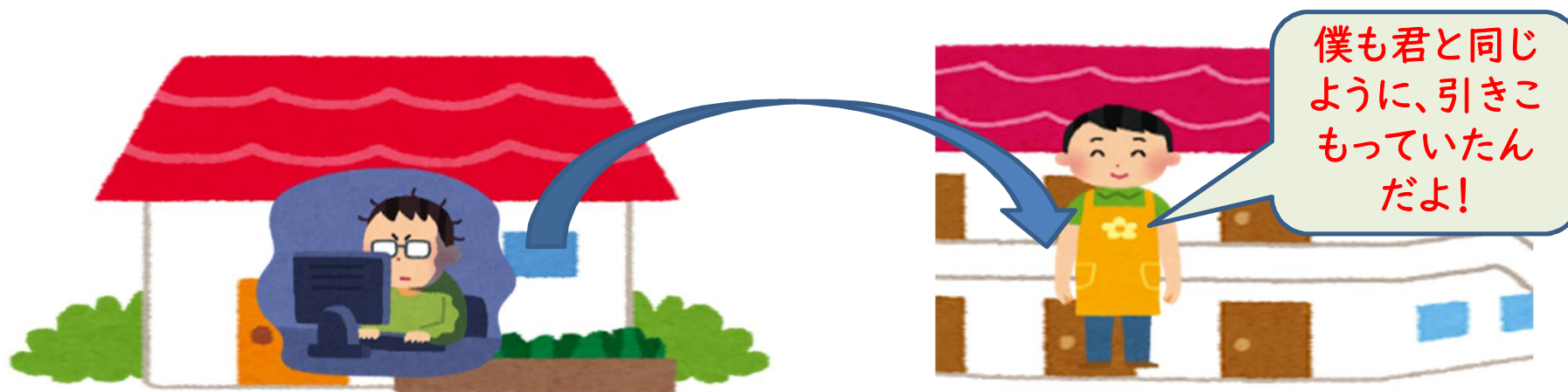


多機関によるアウトリーチによって地域社会との「つながり」と「参加」をつくる制度

話をしっかり聴いてくれるところに結びつく安心感

「つながり」による「多機関協働」「参加支援」は、地域共生社会のキーワード

ひきこもりから居場所支援・サロンが社会性の場づくり



例) 16歳(高校中退)から5年間引きこもっていた人が、21歳で、NPOが行っている「子どもの学習・生活支援事業(居場所)」に参加するようになり、6か月後には、後から利用するようになった方へコーヒーなどを出す**役割**にまわり、話しかけるようになる。**支援される側から、支援する側になる**。更に、社会とのつながりの場にもなる。**【自分の役割が見いだせる:主体性発見】**→《自己有用感、自己肯定感》

支えられた人は、必ずや、支える人になる

「働いてみようかな」と思うきっかけができ始めることも
「自分自身で自分自身のことを決める」ことは、自分が「どう生きたいか」を決めること

生活困窮者自立支援制度の三つ目の基本的ポイント

3. 地域づくり(必ず「つながる」地域支援体制づくり)

○地域づくりは、自治体が主体的に係わらなければならない。

⇒ **制度が自治体内で生かされる体制**を構築しなければならない。

そのためには、地域の住民や団体・機関が、制度を生かすための課題解決に向けた支援体制を構築することが重要。《**制度が住民に行き届くこと**》

○地域づくりで重要なのは、サロンなどの居場所づくりなどを設置し、担ってくれる機関や団体の育成支援による地域づくりもあります。



「地域づくり」は、地域共生社会のキーワード

2. 重層的支援体制整備事業について

生活困窮者自立支援制度の3つのポイントである

①断らない相談

②つながりづくり・つながり直し（孤立させない）

③地域づくり

は、今までの縦割り制度を改めるきっかけとなり、地域共生社会の実現に向けた制度としての重層的支援体制整備事業の創設になりました。

重層的支援体制整備事業の枠組み等について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業を創設した。
- 当該事業は、実施を希望する市町村の手上げに基づく任意事業である。
- このほか、事業の実施に要する費用にかかる市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設した。この中で、国の補助については、事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進する。

重層的支援体制整備事業における3つの支援の内容

新たな事業(Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施)

Ⅰ 相談支援

- ① 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施
- ② 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施。
- ③ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施。

Ⅱ 参加支援事業

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
- (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
(※2)就労支援、見守り等居住支援 など

Ⅲ 地域づくり事業

- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保
- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
 - ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

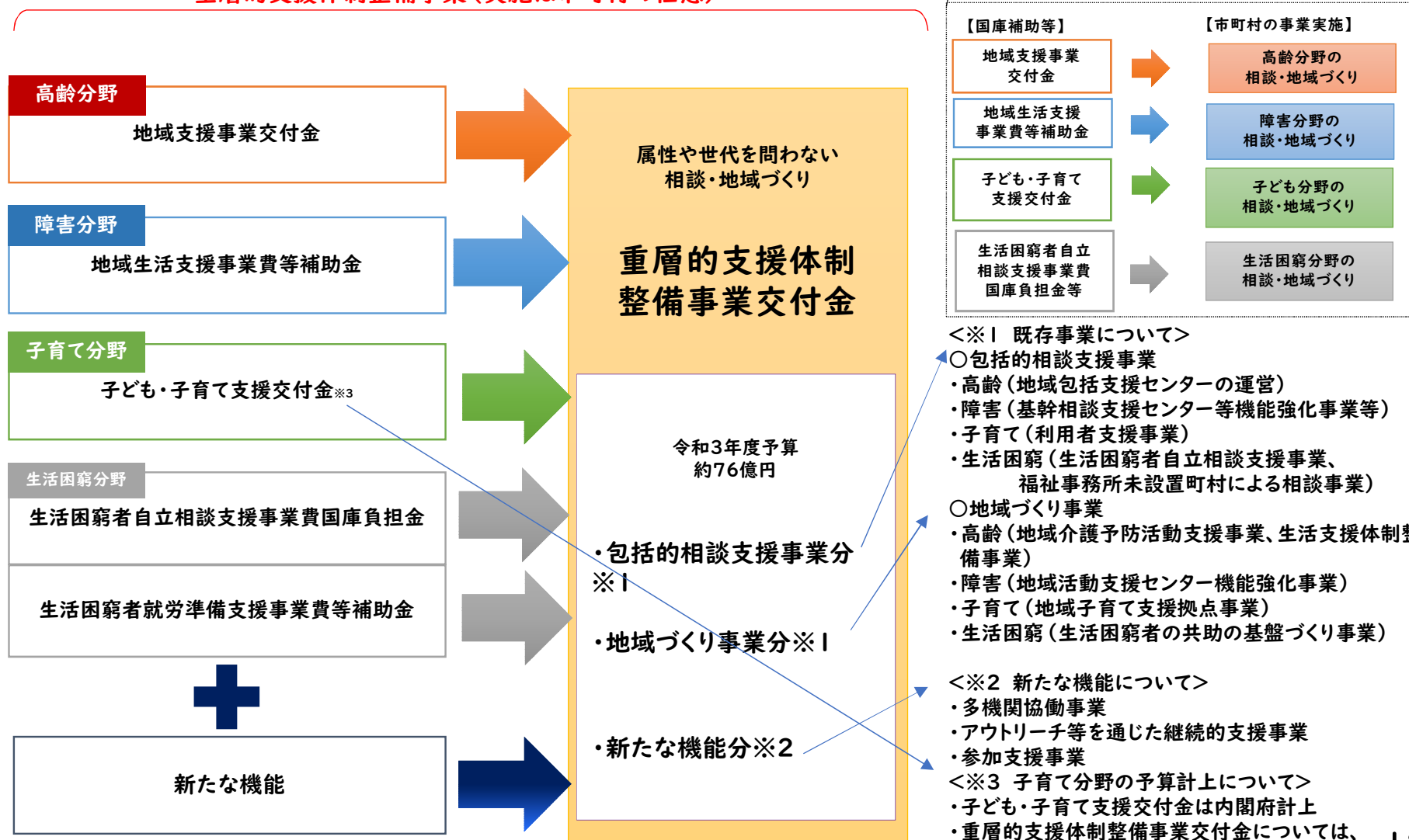
重層的支援体制整備事業のなかで
「支援会議」と「重層的支援会議」に
ついてお話しさせていただきます。

(令和3年度予算) 重層的支援体制整備事業交付金の創設について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業※1の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能※2を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



重層事業と自殺対策等の他制度との関連

なお、この交付金は、当該事業の趣旨に鑑み、地域生活課題を抱える全ての地域住民を対象として交付されるものであることから、実施市町村においては、各法に基づく事業を行なう支援関係機関が、各法の定める対象者以外の者を支援した場合でも、交付金の目的外使用とはならない。

《※各法とは、高齡・障害・子育て・生活困窮に関する法律をいう。》

また、地域住民やその世帯が抱える地域生活課題に対応していくためには、社会福祉分野等の専門職が中心となって、保健医療、福祉、子ども・子育て支援、労働、教育、司法、消費者相談、若者支援、年金制度、自殺対策、権利擁護、再犯防止等の多職種や多機関が必要に応じて柔軟に連携する体制を整備することが求められる。

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日）より抜粋

重層事業では、「再犯防止」「自殺対策」「ひきこもり」「孤独・孤立対策」等も交付金の目的外使用にはならず、多職種・多機関が柔軟に連携する体制づくりが求められています。

① 包括的相談支援事業

- 相談の受け止め
- ・ 地域包括支援センター
 - ・ 基幹相談支援センター
 - ・ 利用者支援事業の実施機関、母子健康包括センター
 - ・ 生活困窮者自立相談支援機関

複雑化・複合化した事例

② 多機関協働事業

課題が複雑化・複合化した事例等に関して、関係者や関係機関の役割を整理、支援の方向性を示す



③ 重層的支援会議

- ・ プランの適切性の協議
- ・ 支援の方向性の共有などを実施
- ・ 各支援機関の役割分担

<狭間のニーズへの対応の具体例>
就労支援 見守り等居住支援



④

アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

訪問・相談



支援の実施
プラン実行

モニタリング

終結

全体の支援体制の
モニタリング

ろ

本人の課題が整理され、支援の見通しがついたところ

終結

支援の実施
プラン実行

モニタリング

終結

支援会議【社会福祉法第106条の6】《法定会議》

本人同意不要

「支援会議」は、重層事業を実施していることが前提になります。重層事業を効果的に実施するために、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関間等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。このため、重層事業実施市町村は支援関係機関等により構成された会議の構成員に対し守秘義務が課される支援会議を設置することができることとしています。

この規定に違反して秘密を洩らした場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。(社会福祉法第159条第1項第2号)

実施市町村は、「支援会議設置要綱」などを制定して、会議を開催することになります。

(法第106条の6第6項)

「支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。」

この「支援会議」を設置することで、本人同意が得られていない場合であっても、ご本人(又は、ご家族)に関する関係機関間での情報共有が可能になりました。

移行準備支援事業自治体は、「支援会議」を設置できませんが、地域生活課題の多くは、生活困窮及びその周辺の課題が多いことから、生活困窮者自立支援法の支援会議を用いることをお勧めします。

重層的支援会議（多機関協働事業）

本人同意必要

【社会福祉法第106条の4第2項第5号】《法定会議ではない》

重層的支援会議は、法定会議ではないので、本人同意が得られたもとで行われる、多機関協働事業における会議体です。

重層的支援会議の特徴：

- ①個別の支援として、ひとつの支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の解決が急務であり、重層的支援会議における支援関係機関との情報共有を基にした議論を踏まえて支援関係機関間の支援の方向性（方針）や役割分担の調整を図ること。
- ②この方針や役割分担を策定し、支援関係機関間の支援に向けた意識の共有を図ること。
- ③当該役割分担による支援の進捗状況を重層的支援会議において把握（モニタリング）し、助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、多機関協働による継続的な寄り添い型支援の実施が図られること。
- ④このことが、自治体における庁内連携に資すること。

移行準備市町村は、「重層的支援体制整備事業」を行っていないので、現在行っている名称の会議を使用することになります。参考に、他では「多機関支援会議」・「ケース連携検討会議」など様々です。

重層的支援体制整備事業実施市町村は、「重層的支援会議設置要綱」などを制定して、会議のルールを設けて開催することが望めます。（自治体によっては、「支援会議及び重層的支援会議設置要綱」と一本化している例もあります。）

「重層的支援会議」は、法律に規定された法定会議ではありません。「重層的支援会議」の詳細については、「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和3年6月15日厚労省局長通知）の別添4、キ、「重層的支援会議」をご参照ください。

重層的支援会議の例

地域住民の困った（地域生活課題）が受け止められ、解決できる体制

「多機関支援員（以下「支援員」）」
と「重層的支援会議」の位置づけ

断らない相談

- 各相談支援機関から困難ケースの説明を受け、受付の適否判断
- 困難ケースでない場合は、その場でアドバイス



受理

- 重層的支援会議（以下「会議」）に提出できる内容に整理
- 会議前に、関係機関と調整が必要な場合は、法的な根拠も含め調整
- 会議に必要な関係機関の連絡調整
- 会議資料作成



制度の背景をもたない支援員

重層的支援会議

本人の同意に基づく情報共有

多機関協働による情報の共有と役割分担の場

- 支援員は、会議の進行を行う
- 困難ケースの調査整理した内容について、担当者から説明
- 多方面からケース検討（視点にズレなどが生じるような場合は、適切な専門的アドバイスをする）
- 支援員は、ケース検討の内容を整理し、ケースの方針をまとめる⇒**方針に対する役割分担の調整**
- **方針がプランとなり**、役割分担実施後の進捗状況について再度確認



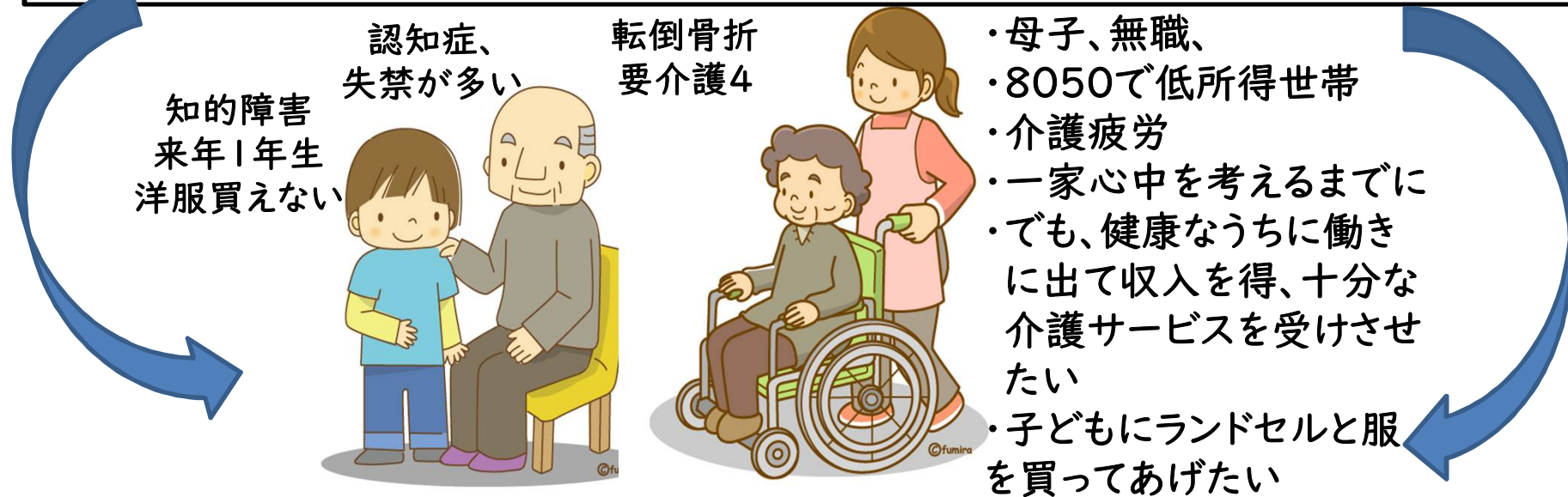
ケースごとに出席者を招集（固定メンバーにしないほうがよい）

支援会議・重層的支援会議を担当する（グリップを握る）多機関支援員を配置することで、重層事業が円滑に推進するようです。

- ・専門職の質が向上する、生きた研修の場
- ・庁内連携の具体的な構築に

本日のテーマであります重層的支援体制整備事業は、生活困窮や自殺対策、8050問題、就労問題、介護疲労、教育問題など、一人の人間又は一つの世帯には、**対象となる要因(問題)が複雑化・複合化している現状を踏まえる必要と、それに対して、制度等の壁を越えて、多機関協働で一体的に対応できる制度として誕生した。**

高齢者担当 介護保険法	障害者担当 障害者総合支援法	児童担当 児童福祉法 特別児童扶養手当法	生活困窮担当 生活保護法 生活困窮者自立支援法	自殺対策担当 自殺対策基本法	就学援助担当 学校教育法	求職者担当 特定求職者支援法
地域包括支援センター、地域福祉課、障害福祉課、児童福祉課、保護課、健康対策課、基幹相談支援センター、社協、自立相談支援機関、ハローワーク、教育委員会、フードバンク、子ども学習支援事業、放課後等デイサービス事業、						



このケースにかかわることが想定される機関・団体を招集できるのが**多機関支援員**



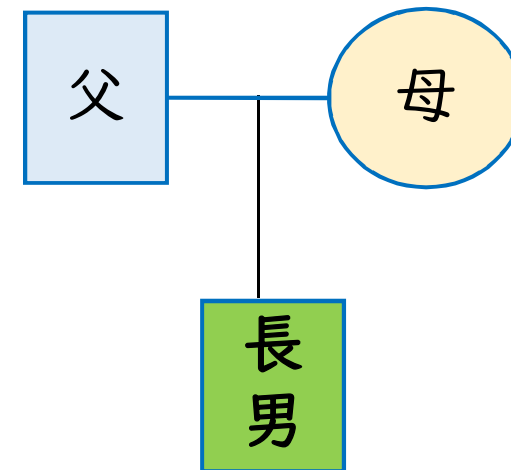
いのち支える

事例紹介

Ⅰ. 関係機関の連携による包括的支援 ～税金滞納からのアウトリーチ～



■ 事例紹介



世帯の状況

- 父（50歳代） 病気で緊急入院
2年前会社退職し無職
＊希死念慮あり（後述）
- 母（50歳代） 持病のため自宅で療養中
- 息子（30歳代） 会社員／収入月額約17万円



いのち支える

■ 相談経緯

納税推進課が夜間訪問や預金調査を実施し差押予告書を送付した。その後連絡がとれない状態であったが、3か月後に息子が納税推進課に相談来所されたことで生活困窮状態を発見、自立相談支援機関につながり新規相談として受付けた。自立相談支援員が同席して聞き取りをしたところ、以下内容が分かった。

- ①父が病気（肝硬変）で緊急入院し社会復帰が難しい。
- ②父に借金があることが分かった。
- ③父が退職して無職であることを家族は知らなかった。
- ④税金滞納額が100万円あり支払えない。
- ⑤母が精神的に不安定となり眠れていないようで心配だ。



いのち支える

■ 債務額の確認

- 健康推進課の保健師と自立相談支援員が自宅を訪問。
様々な書類を全て確認したところ、借金の請求書等が見つかった。
- 請求書の内容をまとめ、家計改善支援員に引き継いだ。
- 病院ソーシャルワーカーに連絡して父の状態が安定したことを確認し、自立相談支援員と家計改善支援員が病院に出向いて面談をした。
- そこで債務整理の意思を確認し、弁護士相談を了解されたため、法テラスを活用して病院に弁護士が出向いて受任となった。

債務額 4社350万円
滞納税金 103万円



■滞納税金の内訳

	総額	本税	督促	延滞金
滞納税計	1,036,100	945,900	2,100	65,100
国民健康保険税	694,600	652,500	1,300	40,800
市県民税	306,700	281,600	800	24,300
固定資産税	11,900	11,800	100	0

家計を見る

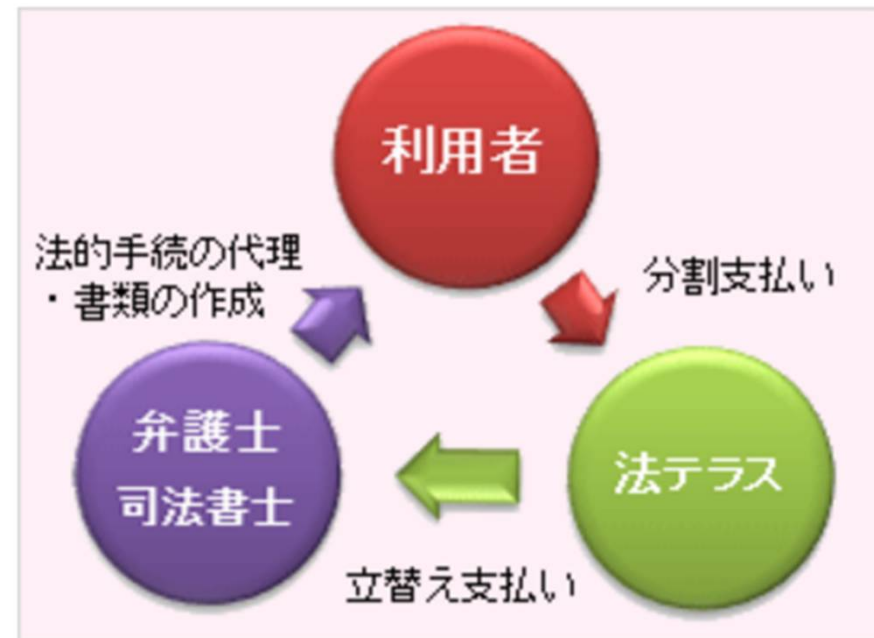
他：借金、水道光熱費、医療費、食費、生活費に係るもの



いのち支える

～費用を立て替えてもらいたい～ 法テラス 民事法律扶助制度

民事・家事・行政事件における交渉や調停、裁判などの手続きの代理や、裁判所に提出する書類の作成を弁護士や司法書士に依頼した場合の費用（着手金・実費など）を法テラスが立て替え、利用者から分割で法テラスに費用を返済していただく制度です。



●法テラスHP

https://www.houterasu.or.jp/madoguchi_info/faq/faq_3.html



いのち支える

特定援助対象者に対する援助について

(高齢・障がい等で認知機能が十分でない方)

高齢・障がい等で認知機能が十分でない方を対象に、
資力にかかわらず、
福祉機関等の支援者の方からのお申込みで弁護士・司法書士がご自宅や入所施設等への出張法律相談を行う援助です。



新たな出張法律相談がはじまりました
(総合法律支援法の改正により特定援助対象者法律相談援助制度ができました)

対象者は？

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに
自ら法的支援を求めることができないと思われる方

認知機能が十分でない方は、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。
このような方は、**支援者の方から**法テラスにご連絡いただくことによって、
弁護士や司法書士が、支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。



出張相談の特徴

- 1 資力(収入・預貯金)に関わらずご利用できます。
※一定額以上の資力をお持ちの方には、相談料5,500円をご負担いただきます。
- 2 ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。
- 3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

ご利用のSTEP

- 1 **支援者の方から法テラスへ連絡**
 - ・本制度の対象になる方が、相談料が必要な方は所定の書式にてご確認ください。
 - ・個人情報提供の同意書にご本人の署名をお取付けいただき、所定の書式と併せてご提出ください。
 - ・制度説明書をご本人にお渡しください。
- 2 **法テラスから、出張法律相談の可否をご連絡**
 - ・相談援助実施の可否等は、原則、上記書類が法テラスに提出された日から3営業日以内にご連絡いたします。
- 3 **相談を担当する弁護士又は司法書士から、相談日程の連絡**
 - ・相談担当者から、直接ご担当者様に、日程調整の連絡があります。
 - ・相談者の安心のため、可能な限りご同席をお願いします。
- 4 **法律相談の実施**
 - ・法律相談の結果、さらに支援が必要な場合は、適切な制度をご案内します。
 - ・支援者の皆様はやむを得ず法律相談に同席できなかった場合には、法テラスから相談結果をお知らせいたします。

2019年10月



■ プラン策定と活用した支援

① 社会保険の加入について

- 両親は無職のため、息子の社会保険に加入できないかを息子の会社に確認したところ、被扶養者の要件に該当したため、両親とも息子の扶養に入ることが出来て社会保険加入となった。
- 両親が息子の社会保険加入になったことで、以降の国民健康保険税を支払うことがなくなり滞納の心配がなくなった。



■プラン策定と活用した支援

②医療費控除手続きについて

- 両親とも医療費がかなりかかっているので、医療費控除の確定申告を税務相談する。過去5年間分の源泉徴収票の再発行依頼を自立相談支援機関で支援した。
- 医療費の領収証も会社の健康保険組合から届いていた医療費の明細から医療機関を確認、内容をリストにして、足りないものを医療機関・薬局に息子が再発行を依頼した。
- 届いた領収証、社会保険料控除などで息子が確定申告を行ったところ、市県民税本税が、28万円が19万円に減額となり、9万円の滞納金額が減額となった。



■ プラン策定と活用した支援

③障害年金について

- 退院後の父の病状を考えると就労は困難なため、障害年金を検討し社会保険労務士の相談につないだ。
- 社会保険労務士の尽力により障害2級で年金が確定。退院後、障害年金（月額約65,000円）と息子の給与収入で生活していく目処が立った。



いのち支える

■ プラン策定と活用した支援

④ 債務整理について

- 債務整理の結果、裁判手続きにより両親の名義で770万円の過払い金を回収することができた。
- 残債務は4社で350万円であるが、弁護士が交渉した結果240万円まで圧縮となった。
- 弁護士報酬と税の滞納金等を支払い、本人の手元には300万円が渡された。
- 滞納税金の完納を確認し、自宅の不動産差押は解除された。

770万円の過払い金から、残債務額（サラ金への返済額）240万円、税金滞納 25万円
弁護士報酬 175万円を差し引いて、相談者の手元には残額330万円となる。
 $240万円 + 25万円 + 175万円 + 330万円 = 770万円$



いのち支える

■ 支援プランの策定と連携機関

支援プラン	関連機関
①社会保険の加入	会社、健康保険組合
②医療費控除の確定申告	税務相談、税務署
③障害年金の申請	社会保険労務士
特定援助対象者に対する援助	法テラス
④債務整理	弁護士
母のメンタルヘルス対応	保健師



■ 終結

- 約100万円の税金滞納がある世帯であり、父の病気や借金で生活困窮に陥っていたが、納税推進課職員が納付相談で困窮状況を発見し自立相談支援機関につながった。
- 母の精神不安定については、保健師が家庭訪問や電話相談で不安な気持ちに寄り添うなど対応した。
- 弁護士や社会保険労務士の協力を得て、債務整理が終了し障害年金受給ができたことで、経済基盤が整い生活の目処がたったので終結した。

■ 連携機関

納税推進課、健康推進課、医療機関、弁護士、法テラス
社会保険労務士、息子の会社、自立支援機関



いのち支える

■ 父の思い

- 仕事で悩み、体調を壊して会社を退職し無職となったが、家族に話すことが出来なかった。
- 悩みを言えないので、毎日お酒を飲んで忘れたかった。
- 失業保険の給付が終わり、借金の返済が出来なくなったので自暴自棄になった。死んでしまいたいと思っていた。
- 病院に運ばれて家族に知られてからは、市役所や弁護士が助けてくれて、今は安心して暮らせるようになった。
- ・・・死ななくてよかった。



いのち支える

■生活困窮者支援制度との連携

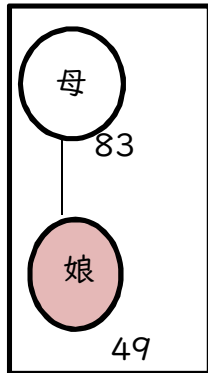
希死念慮がある方の背景には、
生活困窮などさまざまな要因があります。
だからこそ、ひとつの課、ひとりの保健師だけで
解決できることではなく、いろんな部署や地域の関係機関が、
一緒に力を合わせてお手伝いすることが重要です。
命を守るサービスを届けるために、連携が必要です。
相談者の生活困窮状況に気づいたら、
抱え込まずに生活困窮者支援の窓口につないでください。

＊生活困窮者 自立相談支援事業

事例紹介

2. 支援会議（社会福祉法第106条の6） と重層的支援会議の両方を活用した事例

市営住宅から退居通知された障害者



市営住宅の契約者である母親が介護老人福祉施設へ入所が決まったので、同居している娘さんは、入居を継承できないので退居してほしい。

(市営住宅課)

母親担当のヘルパーさんから、娘さんが悲観し、孤独感をもち、孤立状態になっており、自殺したいと言っていることをケアマネに相談があり、地域包括支援センター（以下「包括」）につながり、包括は自殺対策担当の保健師に相談した。

(市営住宅課、ケアマネ、包括、保健師)

保健師は、市営住宅課に掛け合ったが法律上無理とのこと。一人で抱え込んでいたところ、ケアマネから聞いたとのこと、多機関支援員が保健師の元へ。自殺念慮が伺えるので、早急に娘さんに係わりのある方々にお集まりいただき、法定の「支援会議」というものがある。個人の同意がなくても情報共有できるので、どうですかと相談されたので、課長の了解のもと支援会議に課長と同席することに。

(保健師、課長、多機関支援員、)

支援会議

市営住宅から退居通知された障害者に係わる「支援会議」

多機関支援員が、支援会議について説明し、守秘義務について確認。保健師からケースについて説明があり、その後、市営住宅担当から公営住宅法について説明。ケアマネからは、娘さんの近状が報告。「ここを出されたら、お金もないし、行くところがない。死にたい。」と面会する度に訴える。

(市営住宅課、保健師、課長、ケアマネ、担当地区民生委員、精神科病院MSW)

●情報共有

・市営住宅担当：市営住宅は公営住宅法に基づき運用されている。母親は、単身高齢世帯で低所得であったため入居できた。娘さんとの同居は確認していなかった。娘さんが障害者で低所得であれば継承は可能。

・ケアマネ：母親の施設入所は決まり、訪問する度に「ここを出されたら、お金もないし、行くところがない。死にたい。」と訴える。

・MSW：娘さんは、不安神経症（パニック障害）で通院歴があったが、経済的理由でここ数年通院していない。精神障害者であり、治療が必要な方である。

・民生委員：娘さんは以前縫製工場で働いていたが、5年以上前から会社には行っておらず、母親の年金を頼っていて、母親が困っていた。(8050世帯)

●支援会議のまとめ

○市営住宅担当の説明から、障害者で低所得であれば母親から継承して市営住宅入居可能となるとのこと。(精神に障害を抱えている)

○娘さんは、働いておらず、経済的理由で通院もしていない。(低所得者)

○ご本人の同意を得て、重層的支援会議で具体的支援に入りたい。

○関係の深いケアマネが娘さんから同意を得る役割となる。(入居可能性の説明)

市営住宅から退居通知された障害者に係わる「重層的支援会議」

※ケアマネから娘さんの同意が得られたと連絡が入る。

多機関支援員は、重層的支援会議を招集。(支援会議時に重層的支援会議について説明済み)

(市営住宅課、保健師、課長、ケアマネ、担当地区民生委員、精神科病院MSW、基幹相談支援センター、障害福祉課、生活保護課)

●重層的支援会議➤(事前に多機関支援員から証明書類等の依頼あり)

○支援会議における情報共有事項について報告(このことから支援の方針と役割分担)

①MSW:精神に障害があることを証する診断書の提供(事前打ち合わせで持参)

②ケアマネ:低所得者であることを証する課税証明(母親入所に伴う資料として税務課に同行し課税証明発行済み)

③市営住宅課:入居継承の法的根拠について確認。

④基幹相談支援センター:障害基礎年金申請手続きについて、MSWと連携して行う。
また、障害福祉サービスについて検討する。

●重層的支援会議のまとめ

○市営住宅入居継承が可能となった。【市営住宅課】

○障害基礎年金該当になるまで、生活保護申請。【生活保護課】

○障害福祉サービスの支援【基幹相談支援センター】

○生活相談支援【保健師・民生委員・基幹相談支援センター】

終結

●市営住宅課の感想

○市営住宅入居者の退居決定に関し、自殺念慮というものに初めて気づき、多機関協働による支援会議・重層的支援会議の有効性に驚いた。庁内連携を活用したい。

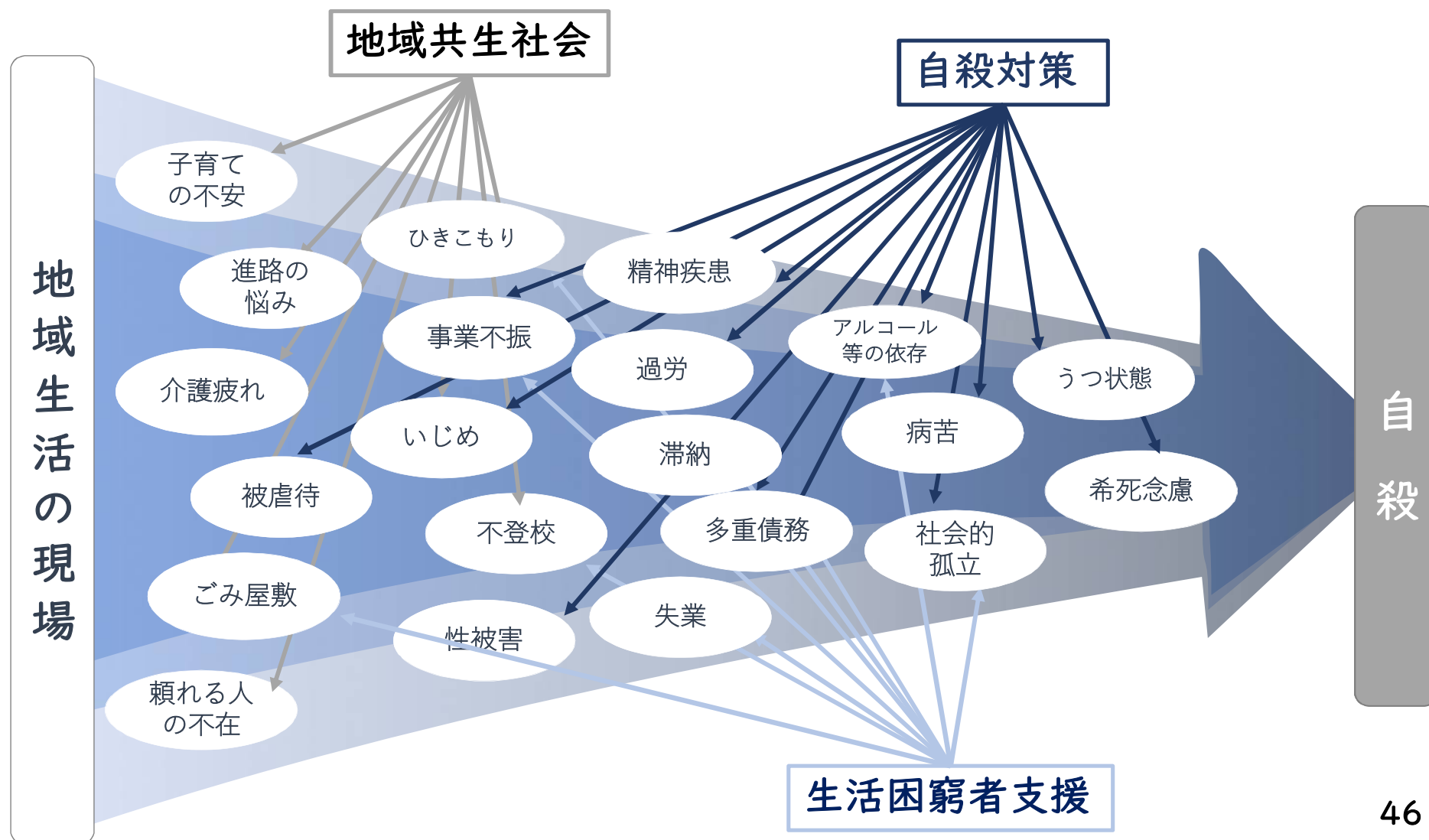
3. 庁内連携が最も求められる自殺対策、 孤独・孤立対策、ひきこもりについて ～この根底にあるのは、生活困窮～

自殺対策、孤独・孤立対策、ひきこもりと 連携が求められる庁内連携

生活困窮に至る一つの例として、
リストラや失業は、その先に生活費の問題（「生活困窮」）が発生します。それに付随して、家賃の未払いによる住居の問題が発生し、次に税金に加え水道料金等のライフラインの滞納の問題が発生し、督促に耐えられず、消費者金融から借金し、債務不履行になり、追い詰められた末に自殺企図。
これは独身の方ですが、家族や子どもがいたらもっと深刻です。

生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮した人たちに対し生きるための包括的支援として、生活困窮者自立相談支援機関が庁内連携の協力に加え、複数の専門職や関係機関・社会資源と連携し、生活困窮の現状を解決するものであり、自殺対策、孤独・孤立対策、ひきこもり等の担当者とも密接に関係するものです。

□ 地域共生社会・生活困窮者支援・自殺対策・孤独・孤立対策・ひきこもりの対象となる要因(問題)をみると、重複しているものが多い。重なり合っているから市役所内の関係する制度間の連携が求められる。



4. 窓口業務担当者へのお願い

窓口業務担当者へのお願い

市役所の窓口に来られる市民の方々には、様々な生活課題（滞納や負債、困窮など）を抱えていらっしゃる方もいらっしゃいます。

そういう方々は、やっとの思いで市役所の窓口に来るのです。永年、様々な相談支援に関わってきた者としての経験では、その方々の多くは、きちんと整理して困ったことをお伝えすることができない方々です。

相談を受け付ける最初の窓口で、事務的・機械的に受け答えされると、その後は、先ほどの自殺対策のポンチ絵にある自殺に向かっていきます。（湯沢市は、自殺率が高くなっています。）少しでも、「なんか、心配だな」「すごく落ち込んで帰られた。大丈夫だろうか」などと直感で感じられたら、窓口担当者が「命をつなぐ」糸を切らずに、必ず、班や課の上司に状況を伝え、重層的支援体制整備事業担当者につながる体制をお願いします。

ひとつの滞納は、他にもあるのでは?…と考える!

市役所の各課は、自分の課のみに着目した滞納の督促を行います。

しかし、その滞納には、他の課の滞納もあることを想定すべき。滋賀県野洲市では、窓口に来た方を、その場で他の滞納等を聞き出し、滞納に係る課の職員に集ってもらい、制度上使える免除や減免・猶予規定の調整などを行い、滞納率の減少を図り、納税率を上げたという実践報告を受けたことがあります。

事例Ⅰのように、庁内連携が図られると、地域生活課題を抱えている市民に、制度が生かされることになり、市の滞納率の改善に結びつくことになる。

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業や生活困窮者自立支援法などと連携を図ることは、庁内連携の意識ができあがっている自治体に有効に働くことになるわけです。

地域共生社会の実現は、市役所の庁内連携そのものです。

ご清聴ありがとうございました